

令和7年度庄内町出会い応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内在住の独身者の結婚に対する機運醸成を図り、少子化に伴う人口の減少に歯止めをかけるため、やまがたハッピーサポートセンター（次条において「サポートセンター」という。）が運営するマッチングシステム「A i ナビやまがた」へ会員登録をした独身者に対し予算の範囲内で令和7年度庄内町出会い応援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間にサポートセンターが運営するマッチングシステム「A i ナビやまがた」に会員登録し、又は登録更新した者であること。
- (2) 昭和60年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であること。
- (3) 規則第4条の規定による補助金の交付の申請時において、本町が備える住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 女性は、会員登録又は登録更新に係る費用の全額とする。
- (2) 男性は、会員登録又は登録更新に係る費用の半額とする。ただし、割引制度を利用した場合は、支払金額から5,000円を差し引いた額とする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和7年度庄内町出会い応援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、令和8年3月31日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 出会い支援サービス事業の会員登録料又は登録更新料の領収書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項による交付申請は、規則第13条に規定する実績報告とみなす。

(交付決定の通知)

第5条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和7年度庄内町出会い応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第6条 町長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、規則第16条の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

庄内町長 宛

申請者 住所
氏名
電話

令和 7 年度庄内町出会い応援事業補助金交付申請書

令和 7 年度庄内町出会い応援事業補助金を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 4 条の規定により関係書類を添えて申請します。

生 年 月 日		年 月 日		性別	
補 助 金 交 付 申 請 額		円			
振 込 先	金 融 機 関 名			店名	
	預 金 の 種 類	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）			
	口 座 番 号				
	フ リ ガ ナ				
	口 座 名 義 人				
添 付 書 類		「A i ナビやまがた」の会員登録料又は登録更新料の領収書の写し			

同 意 書

令和 7 年度庄内町出会い応援事業補助金の補助対象者の要件を審査するため、私の住民情報及び税務資料を閲覧することに同意します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

様式第 2 号（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長 印

令和 7 年度庄内町出合い応援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和 7 年度庄内町出合い応援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 5 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交 付 決 定 額 円